

会 議 報 告 書

1 会議名	第2回北上市子ども・子育て会議		
2 日 時	令和7年10月21日（火） 午後4時から5時30分まで	3 場 所	hoKko 1 階ふれあいホール 3
4 出席者	【委 員】13名 【事務局】5名 (出席者の詳細は、別紙名簿のとおり)		
<内容> 1 開会（子育て支援課長） 2 あいさつ（健康こども部長、今西会長） 3 議事 (1) 協議 北上市認可保育施設の利用定員について 【説明の要旨】 令和8年度の利用定員の増減予定を説明。 【質疑、意見】 (委員) 令和8年度4月見込みの利用定員に係る事業計画数はどのように算出したのか。 (事務局) 北上市こども計画で見込んだ数値となる。過去5年間の人口の推移をベースに今後の人口を推計し、その推計に合わせて利用定員を見込んでいる。 (委員) 3号認定については、定員を増やしてもいいのではないか。 (事務局) 定員については、給付費の単価に影響があり、民間園の経営にも関わってくる。定員の119%まで受け入れ可能であるため、待機児童もいない状況で定員を増やすまでは考えていない。 ※提案に対して異議なし。 (2) 報告 こども誰でも通園制度について 【説明の要旨】 こども誰でも通園制度について、こども家庭庁の資料に沿って、概要を説明。 【質疑、意見】 (委員) 民間の小規模園や保育園が実施する際は、定款の変更を求められるものなのか。 (事務局) 必要になってくると思われるが、詳細がまだ提供されていない。 (委員) アレルギー児への食事等の提供が課題となると感じているがどうか。			

(事務局)

既に子ども誰でも通園制度を実施している他自治体の例をみると、食事を提供しない時間帯で運用している例がある。

(委員)

制度を利用することもは、園に在籍している通常の園児と一緒に保育することになるのか。

(事務局)

制度上は、通常の園児と一緒にの保育であってもそうでなくてもいいこととなっているが、基本的には、通常の園児と一緒に保育することを想定している。保育士の配置基準は、通常の園児と同様の基準が適用される。

(委員)

キャンセルがあった場合のキャンセル料は定めるのか。

(事務局)

今後、定めていくことになる。

(委員)

通常の園の利用定員内での運用となるのか。

(事務局)

子ども誰でも通園制度の定員は、通常の園児の定員とは別での設定となる。

(委員)

通常の園児のなかに子ども誰でも通園制度を利用することもが加わることで、受け入れ側のスタッフ等の負担増となるのではないか。

(事務局)

公立園の園長からも同様の声が上がっている。公立園においては、人員を確保したうえで実施していく。民間園においても工夫が必要であると考えている。

(委員)

障がいを持った子どもが誰でも通園制度を利用する際の職員の配置はどうなるのか。

(事務局)

誰でも通園制度に限らず、障がいの有無にかかわらず配置基準自体は、変わらないが、配置基準を超えて職員の加配をして受け入れている。これは、子ども子育て支援法の応諾義務に基づいて受け入れる努力をしているもの。市としては、どんな子どもでも受け入れられる園を準備していかなければならないと考えている。

(委員)

加配等の状況によっては誰でも通園制度を利用したいと申し出ても利用できないこともあるのか。

(事務局)

事前面談の段階で、利用が可能かどうかの判断をすることとなる。

(委員)

実施園の園数に義務はあるのか。

(事務局)

実施園に園数としての義務はなく、いずれかの園で実施できていればいいものとなる。

4 その他

各委員から情報提供

5 閉会（子育て支援課長）